

返戻金制度

(株)IGT

(株)IGT（以後乙と称す）が求人事業所（以後甲と称す）に紹介した採用決定者（求職者）が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後3か月以内に退職した場合には、乙は甲に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、退職日より14日以内に、返還しなければならない。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・ 1ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 100% |
| ・ 2ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 50% |
| ・ 3ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 25% |
| ・ 4ヶ月～6ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 0% |

但し、甲の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。